

令和5年3月24日

施設予約申込開始と営利団体について

横浜ラポール

横浜ラポール各施設の団体利用予約開始期間等は下記の通りです。

1 利用予約開始期間について

(1)ラポールシアター

市内障害福祉関係団体 9か月前～

市外障害福祉関係団体 6か月前～

その他団体 5か月前～

(2)ラポールボックス、大会議室、小会議室、和室、ラポール座等

市内障害福祉関係団体 3か月前～

市外障害福祉関係団体 2か月前～

その他団体 1か月前～

2 営利団体について

営利団体は別紙のとおりです。

また、すべての施設の利用料金が倍額となります。

3 適用時期について

令和5年4月以降の予約分からです。

4 その他

その他団体で障害者を対象とする場合は予約時期のご相談に応じます。
ご不明な点は下記にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：総合受付

電話：045-475-2001

FAX：045-475-2002(聴覚・言語障害者専用)

管理運営課

電話：045-475-2052

FAX：045-475-2053

営利基準判別

【営利】

使用団体または個人		例
1	事業者	株式会社、合名会社、合同会社、合資会社、有限会社 等
2	士業事務所	弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、弁護士 等
3	個人事業主	※確定申告を行う必要がある活動 教室、私塾、施術業、法律系事務所、建築系事務所、芸術関係、商店、美容関係、コンサルタント、インターネットショップ、ネットワークビジネス 等
4	スクール・教室・塾 等	ダンススクール、語学教室、学習塾、お稽古事、ピアノ教室 等

【非営利】

使用団体または個人		例
1	行政機関（官公庁）・公社	地方公共団体、国公立学校、国公立病院、警察署、消防署、税務署 等
2	特殊法人	NTTグループ、日本郵政、JT、JRグループ、NEXCO 等
3	学校法人	私立学校の設置を目的として設立される法人
4	公益法人・社団法人・財団法人	商工会議所、青年会議所、交通安全協会 等
5	医療法人	医療法人の名がつく医療施設、介護老人保健施設
6	社会福祉法人	老人ホーム、デイサービスの会社 等 ※社会福祉事業を行うことを目的として設立、許可された法人
7	NPO法人・NGO	特定非営利活動法人（NPO法人）、非政府組織（NGO） 等
8	社会奉仕団体	ライオンズクラブ、ロータリークラブ 等
9	宗教法人	宗教法人として許可されていること
10	事業組合	農業協同組合、信用協同組合、労働組合 等
11	士業・専門職の集まりで対外的な活動を行う団体	弁護士会、税理士会 等
12	政治団体	政党等（届出がされていること）
13	市民団体	社会教育関係団体、非営利で社会貢献活動や慈善事業を行う市民団体や任意団体・ボランティア団体 等
14	個人、一般の方	※確定申告を行う必要がない活動 個人、サークル活動 等